

貯水槽水道に関する主な関係法令

- 黒文字 建築物衛生法の規定
- 青文字 水道法の規定
- 茶文字 新潟県の衛生管理指導要綱の規定
- 紫文字 新潟市の衛生管理指導要綱の規定
- 緑文字 新潟県・新潟市共通の衛生管理指導要綱の規定

区分	特定建築物	簡易専用水道	貯水槽水道	貯水槽水道	
対象施設	興行場・百貨店・集会場 図書館・博物館・美術館 遊技場・店舗 事務所 学校及び研修所等 旅館	水道法第34条2の1に規定する簡易専用水道が設置されている施設	左の建築物衛生法、水道法等に該当しない全ての施設	左の建築物衛生法、水道法等に該当しない全ての施設	
主な法令規則等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)	水道法	新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱	新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱	
貯水槽水道の規模	① 建物の規模による 一般的には、3,000㎡以上の建物(学校8,000㎡以上) ② 貯水槽の規模、容量に関係ない	① 建物の規模、使用目的に関係ない ② 貯水槽の有効容量が10㎡を超えるもの	① 建物の規模、使用目的に関係ない ② 貯水槽の有効容量が10㎡以下のもの ③ (全貯水槽が対象)	① 建物の規模、使用目的に関係ない ② 貯水槽の有効容量が10㎡以下のもの ③ (全貯水槽が対象)	
対象水源	上水及び地下水等の全て	上水のみ	上水及び地下水等の全て	上水及び地下水等の全て	
管理基準(該当条項)	施行令・第2条2のイ(政令第304号) 水道法第4条の規定による水質基準による水を供給する事	施行規則・第55条(省令第45号)	新潟県衛生管理指導要綱第5条別表2	新潟市衛生管理指導要綱第4条別表2	
清掃	定期的清掃	水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。	水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。	水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。	
	臨時的清掃	新設、入替、修理等を行った場合 汚染の疑いや長期断水、濁水等その他異常のあった時(事業登録の手引き)	新設、入替、修理等を行った場合 汚染の疑いや長期断水、濁水等その他異常のあった時(事業登録の手引き)	新設、入替、修理等を行った場合も清掃を行うこと 汚染の疑いや長期断水、濁水等その他異常のあった時(事業登録の手引き)	
水質検査	簡易検査	7日以内毎に1回定期的に実施 1 残留塩素濃度測定 0.1mg/ℓ以上 2 水の色 3 水の濁り 4 水の臭い 5 水の味 6 その他異物等混入	7日以内毎に1回定期的に実施 1 残留塩素濃度測定 0.1mg/ℓ以上 2 水の色 3 水の濁り 4 水の臭い 5 水の味 6 その他異物等混入	簡易専用水道及び地下水等の水源は、7日以内毎に1回定期的に実施 1 残留塩素濃度測定 0.1mg/ℓ以上	
	定期検査 水質基準(省令第101号)	消毒副生成物試験 年1回、6～9月の間に 知事登録水質検査機関の 検体採取による実施	---	---	
	特定建築物定期試験	貯水槽清掃後、速やかに 知事登録水質検査機関の 検体採取により実施	---	---	
	建築物一般試験	6ヶ月後に 知事登録水質検査機関の 検体採取による実施	建築物一般試験 貯水槽清掃後、速やかに 知事登録水質検査機関の 検体採取による実施	建築物一般試験 12項目水質検査は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと 貯水槽清掃後、速やかに 知事登録水質検査機関の 検体採取による実施	建築物一般試験 12項目水質検査は1年以内ごとに1回、定期的に行うこと 貯水槽清掃後、速やかに 知事登録水質検査機関の 検体採取による実施 または、同等の知識を有するものを行うこと

区分	特定建築物	簡易専用水道	貯水槽水道	貯水槽水道
施設の定期点検	施設の点検を概ね月1回行うこと	施設の点検を概ね月1回行うこと	施設の点検を概ね月1回行うこと	施設の点検を概ね月1回行うこと
	1 水槽周辺の清潔保持状況	1 水槽周辺の清潔保持状況	1 水槽周辺の清潔保持状況	1 水槽周辺の清潔保持状況
	2 水槽の水漏れ、損傷の有無	2 水槽の水漏れ、損傷の有無	2 水槽の水漏れ、損傷の有無	2 水槽の水漏れ、損傷の有無
	3 水槽内部の異物の有無	3 水槽内部の異物の有無	3 水槽内部の異物の有無	3 水槽内部の異物の有無
	4 マンホールの施錠及び防水状況	4 マンホールの施錠及び防水状況	4 マンホールの施錠及び防水状況	4 マンホールの施錠及び防水状況
	5 オーバーフロー管から出水の有無	5 オーバーフロー管から出水の有無	5 オーバーフロー管から出水の有無	5 オーバーフロー管から出水の有無
	6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況	6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況	6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況	6 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況
	7 給水配管及び給水器具の異常の有無	7 給水配管及び給水器具の異常の有無	7 給水配管及び給水器具の異常の有無	7 給水配管及び給水器具の異常の有無
	8 塩素注入装置の作動状況	8 塩素注入装置の作動状況	8 塩素注入装置の作動状況	8 塩素注入装置の作動状況
	9 防錆剤注入装置の作動状況	9 防錆剤注入装置の作動状況	9 防錆剤注入装置の作動状況	9 防錆剤注入装置の作動状況
# 揚水ポンプの振動や異常の有無	# 揚水ポンプの振動や異常の有無	# 揚水ポンプの振動や異常の有無	# 揚水ポンプの振動や異常の有無	
管理責任者	・設置者又は管理権限者 ・建築物環境衛生管理技術者の助言の元	・設置者又は管理権限者 ・維持管理責任者	・設置者又は管理権限者 ・維持管理責任者	・設置者又は管理権限者 ・維持管理責任者
清掃実施者	管理権限者又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者	設置者自らか又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者 建築物衛生法第20条2の1の5により知事登録事業者の活用を図ること	設置者自らか又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者 建築物衛生法第20条2の1の5により知事登録事業者の活用を図ること	設置者自らか又は建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録事業者 建築物衛生法第20条2の1の5により知事登録事業者の活用を図ること また、これと同等の知識及び技能を有するものが行うこと
清掃記録報告書の提出先				
設置者に提出	1 清掃報告書 2 定期水質検査成績書 3 清掃前後写真	1 清掃報告書 2 12項目水質検査成績書 3 清掃前後写真	1 清掃報告書 2 12項目水質検査成績書 3 清掃前後写真	1 清掃報告書 2 12項目水質検査成績書 3 清掃前後写真
所管保健所乃至水道局に提出	1 清掃報告書 2 定期水質検査成績書 所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出	1 清掃報告書 2 12項目水質検査成績書 所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出	1 清掃報告書 2 12項目水質検査成績書 所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出	1 清掃報告書 2 12項目水質検査成績書 所管保健所乃至水道局へは、(一社)新潟県貯水槽管理協会経由で提出
書類、清掃記録の保存期間	永久保存 1 設備の図面等 5年間保存 1 清掃、点検整備等の記録 2 環境衛生上必要な事項を記載した帳簿、書類	永久保存 1 設備の配管及び系統図等 5年間保存 1 清掃記録 2 その他管理記録、帳簿書類	永久保存 1 設備の配管及び系統図等 5年間保存 1 清掃記録 2 その他管理記録、帳簿書類	永久保存 1 設備の配管及び系統図等 5年間保存 1 清掃記録 2 その他管理記録、帳簿書類